

支える人を、ひとりにしない。

北海道のケアラー支援の取組について

支える人を、ひとりにしない。

認知症や障がい、依存症など、
ここちやからに不調のある家族の
介護や援助を行う「ケアラー」。

ケアラーの中には十分な報酬がとれない、
介護を続ける負担が大きいなど、
悩みや不安を抱えている人も多くあります。
支えに困っている人へのケア、支えかけてください。
「家族はケアラーかもしれない」と思ってください。
一人きりでいるよりも、支えあうのが大切です。

ケアラーとは、こんな人たちです。

- 障がいのある
子どもを育てている
- 認知症に不安を抱える家族を
介護や援助をしている
- 日常生活で障がい者
のサポートをする
- 仕事を休んで介護や
援助のサポートをする
- 介護や子育てなど
の悩みを相談する
- 障がいのある子どもを
育てるサポートをする

令和4年4月 北海道ケアラー支援条例 施行

障がいのある子どもを育てるサポート
0120-3882-56
 認知症に不安を抱える家族を介護や援助
0120-189-783
 日常生活で障がい者のサポートをする
0120-516-086
 仕事を休んで介護や援助のサポートをする
0120-3882-56
 介護や子育てなどの悩みを相談する
0120-189-783
 障がいのある子どもを育てるサポート
0120-516-086

支える人を、ひとりにしない。

中高生や大学生、働きはじめの
介護や援助を行う若年世代の人を
「ヤングケアラー」といいます。

ケアラーの中には十分な報酬がとれない、
介護を続ける負担が大きいなど、
悩みや不安を抱えている人も多くあります。
支えに困っている人へのケア、支えかけてください。
「家族はケアラーかもしれない」と思ってください。
一人きりでいるよりも、支えあうのが大切です。

ヤングケアラーとは、こんな人たちです。

- 障がいのある
子どもを育てている
- 認知症に不安を抱える家族を
介護や援助をしている
- 日常生活で障がい者
のサポートをする
- 仕事を休んで介護や
援助のサポートをする
- 介護や子育てなど
の悩みを相談する
- 障がいのある子どもを
育てるサポートをする

令和4年4月 北海道ケアラー支援条例 施行

障がいのある子どもを育てるサポート
0120-3882-56
 認知症に不安を抱える家族を介護や援助
0120-189-783
 日常生活で障がい者のサポートをする
0120-516-086
 仕事を休んで介護や援助のサポートをする
0120-3882-56
 介護や子育てなどの悩みを相談する
0120-189-783
 障がいのある子どもを育てるサポート
0120-516-086

令和5年5月24日（水）

北海道 保健福祉部 次長兼ケアラー支援担当局長 野澤 めぐみ

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

1. 国や他の自治体の動き

(1) 国の動き（R3年5月「福祉・介護・医療・教育の連携PT報告」）

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるための取組を推進。

- ① 早期発見・把握 …… ヤングケアラーに関する研修や学ぶ機会の推進など
- ② 支援策の推進 …… 支援体制のあり方検討、支援マニュアルの作成など
- ③ 社会的認知度の向上 …… R4～6年度までの3年間で「集中取組期間」に設定

(2) 他の自治体の動き（条例の制定状況）

都道府県		市町村		市町村	
都道府県	施行	市町村	施行	市町村	施行
埼玉県	R2.3.31	栗山町（北海道）	R3.4.1	入間市（埼玉県）※	R4.7.1
茨城県	R3.12.14	名張市（三重県）	R3.6.30	さいたま市（埼玉県）	R4.7.1
北海道	R4.4.1	総社市（岡山県）	R3.9.9	白河市（福島県）	R4.9.30
鳥取県	R5.1.1	浦河町（北海道）	R3.12.14	大和郡山市（奈良県）	R5.4.1
長崎県	R5.4.1	備前市（岡山県）	R3.12.24	鹿沼市（栃木県）※	R5.4.1
栃木県	R5.4.1	那須町（栃木県）	R4.3.14	戸田市（埼玉県）	R5.4.1

※はヤングケアラー支援条例

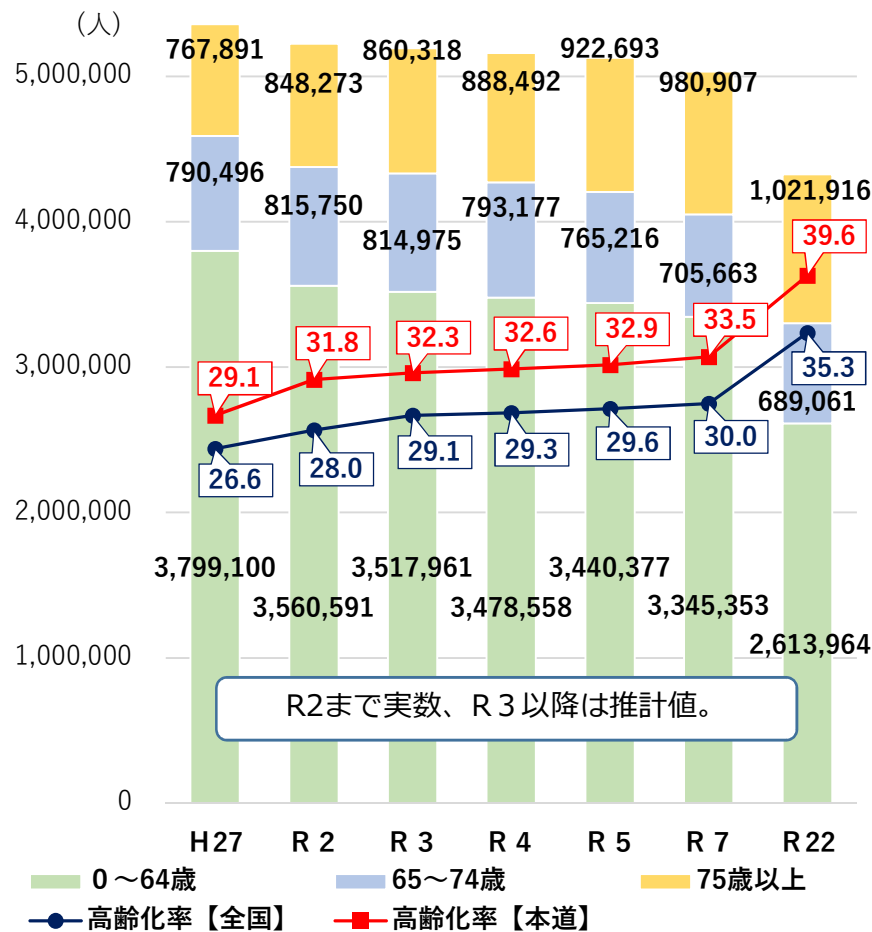
目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

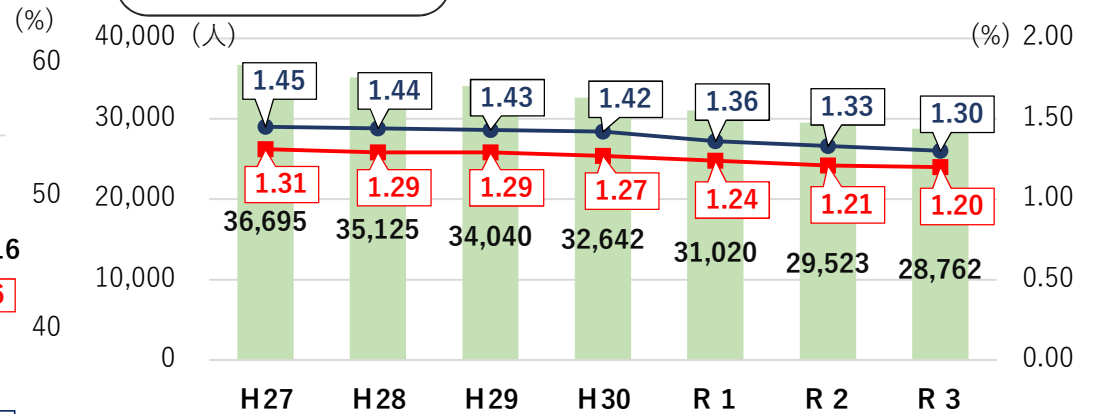
2. 道のケアラー支援取組の経緯①

➤ 本道では、全国平均以上に少子化・高齢化・核家族化が進展しており、世帯の小規模化が進んでいる。

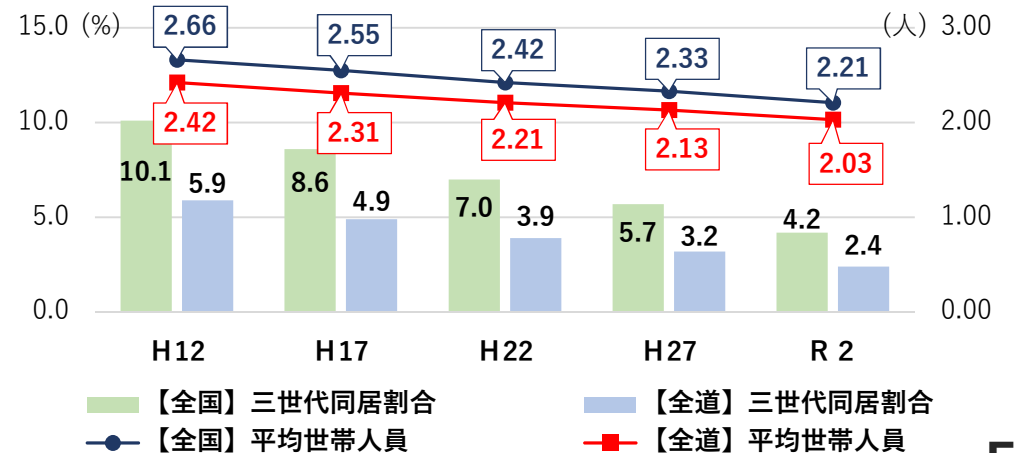
高齢化の状況



少子化の状況



核家族化の状況



2. 道のケアラー支援取組の経緯②

R 2 国の動きを踏まえ、ケアラー支援の必要性や方向性に関する検討を開始



R 3 道内のケアラー、ヤングケアラーの実態調査を実施



R 4 調査結果から見えた課題を踏まえ、有識者会議での議論等を経て条例を施行



R 5 有識者会議での議論等を経て推進計画を開始

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

3. 北海道のヤングケアラーの状況（実態調査結果）

ヤングケアラーの割合

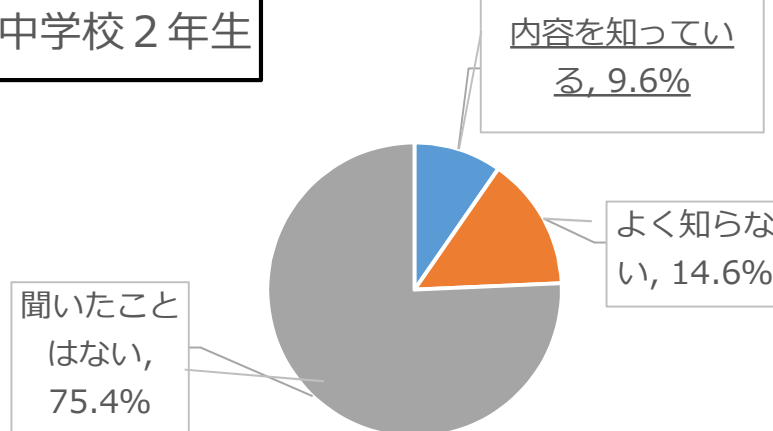
区分	自分が世話をしている 家族が「いる」
中学校 2 年生	3.9%
全日制高校 2 年生	3.0%
定時制高校 2 年生	4.5%

ヤングケアラーがケアの悩みを相談した経験の有無

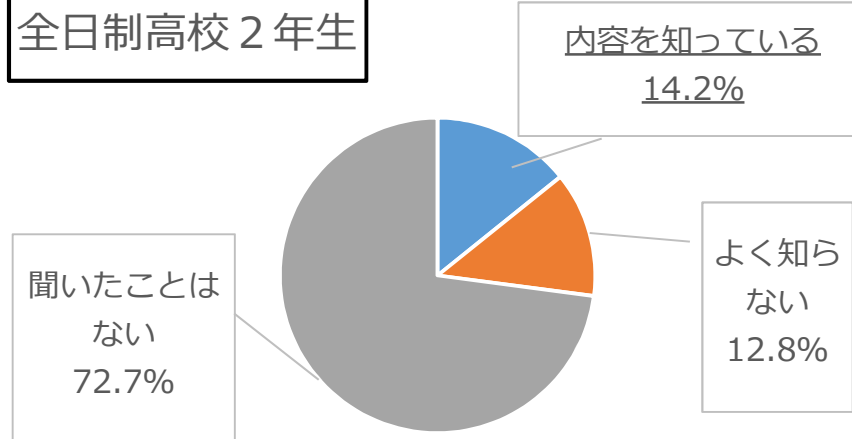
区分	ケアの悩みを相談した 経験が「ない」
中学校 2 年生	81.5%
全日制高校 2 年生	79.3%
定時制高校 2 年生	37.5%

ヤングケアラーの認知度

中学校 2 年生



全日制高校 2 年生



(※) 令和3年7月末～8月末に、道内の公立中学校及び公立高等学校を通じて調査を実施。回収率は22%。

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 **北海道ケアラー支援条例・推進計画**
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

4. 北海道ケアラー支援条例・推進計画

ケアラー支援条例（令和4年4月1日施行）

目的（第1条）

ケアラー支援の基本理念を定め、道の責務と道民・事業者・関係機関・支援団体の役割を明らかにし、道の施策の基本事項を定めることにより、施策を総合的・計画的に推進し、全てのケアラーとその家族が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望をもって暮らすことができる地域社会の実現。

定義（第2条）

- ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

1. 個人の尊重と孤立の防止
2. 年齢や環境に応じた適切な支援
3. 関係者の相互連携による地域全体での支援
4. ケアラーとその家族への一体的支援
5. 子どもらしい成長や学びへの配慮

道の責務（第4条）

1. 施策の総合的・計画的な実施
2. 市町村支援
3. 関係機関との連携

道民、事業者の役割（第5・6条）

1. 支援の必要性の理解
2. 道や市町村、関係機関等への協力
3. 従業員への支援（事業者）

関係機関の役割（第7・8条）

1. 道や市町村の施策への協力
2. 関わる可能性の認識
3. 情報提供や他の関係機関への取り次ぎ等必要な支援の実施
4. ヤングケアラーからの教育や福祉に関する相談への対応

推進計画（第10条）

- 道による計画策定の義務づけ
1. 基本的考え方
 2. 具体的施策

基本的施策（第11～13条）

1. 普及啓発の促進
2. 早期発見と相談の場の確保
3. 地域づくり

4. ケアラー支援条例・推進計画

ケアラー支援推進計画（令和5年4月1日開始）

推進計画策定の目的

- 条例に掲げた「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく、健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持ってくらすことができる地域社会の実現」を目指し、総合的・計画的にケアラー支援の取組を進めるために策定。

推進計画の期間

- 令和5年度～7年度までの3年間（第1期）

具体的取組と数値目標の設定

① 普及啓発の促進

- ケアラーに関する道民の認知度向上（50%以上）
- ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度（50%以上）
- ヤングケアラーの相談窓口の認知度向上（50%以上）
- 学校の教職員のヤングケアラーの認知度向上（100%）

② 早期発見及び相談の場の確保

- ケアラー支援の人材育成（研修実施）
- ヤングケアラー支援の人材育成（研修の実施）
- 市町村における相談支援体制の構築（全市町村）
- 市町村における分野横断的な連携体制の整備（全市町村）

③ 地域づくり

- 市町村における交流拠点の整備促進（全市町村）
- 市町村における活用可能な社会資源の周知（全市町村）
- 地域アドバイザーの養成（圏域ごとに1名以上）

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

5. 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー支援）

- ケアラー支援推進計画の策定を推進。
- 条例において「基本的施策」に位置付けられた次の3つの柱に沿って事業を実施。
 - (1) **普及啓発の促進**
 - 周囲の関係者や地域住民がケアラー・ヤングケアラー支援について理解を深め、支援の必要性に気づき、適切な支援につなげるための広報・啓発活動
 - (2) **早期発見及び相談の場の確保**
 - ケアラー・ヤングケアラーを支援するための相談体制の充実、研修を通じた人材育成、関係機関の連携強化
 - (3) **ケアラーを支援するための地域づくり**
 - 交流拠点の整備など、地域全体がケアラー・ヤングケアラー支援に関する理解を深め、相互に支え合う意識を醸成していくための取組

5. 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー支援）

（1）普及啓発の促進（広報・啓発活動）

■ 道内大手コンビニ等と連携した周知

- 道内大手コンビニ等の協力の下、ポスターやステッカー等を店舗に掲示。
- 店内放送による周知も実施。



■ ヤングケアラー相談窓口の周知

- ヤングケアラーに関する理解の向上と相談窓口の周知を図るため、道内全ての小中高を対象に、道の相談窓口を記載したカードを配布（約40万枚）。



(2) 早期発見及び相談の場の確保

■ ヤングケアラー向けの相談窓口の設置

- 従前からヤングケアラー支援に取り組んできた民間団体に委託し、専門相談窓口を設置。電話やメール等で相談対応を実施。
- 中学生・高校生がアクセスしやすいよう、令和5年2月からラインによる相談も開始。



北海道
北海道ヤングケアラー支援体制強化整備事業

**北海道ヤングケアラー相談
サポートセンター**

ヤンサポ

1. 匿名での相談OK。何時間でもお話を聞きます。

2. 来所、電話、Eメール、SNS、どんな方法でも相談OK。

3. あなたの意思や思いを第一に考えます。

無理してませんか？我慢していませんか？
家族のために頑張っているあなたを支えます。
相談したいこと、悩み、ちよつと話したいこと等
どんなことでもいいのでご連絡ください。

電話 0120-516-086【通話料無料】
※電話・来所相談は平日8:45～17:30まで。

メール hokkaido.young.carer2022@gmail.com
※メールやSNS相談は24時間、365日対応しています。

ツイッター、Facebook、ホームページもやっています。
北海道江別市東野幌本町7-5 セリオのっぽろ内

■ ヤングケアラーコーディネーターの配置

- 道内8か所の児童家庭支援センターに「ヤングケアラーコーディネーター」を配置。
- ヤングケアラーに最初に気づくのは、担任の先生など学校関係者が多いことから、学校サイドと市町村福祉部門をつなぐ調整役を担う。

■ ヤングケアラー支援に携わる職員向け研修

- 児童家庭支援センターに委託し、全道8か所で、ヤングケアラー支援の理解促進と支援のポイント等を学ぶための研修を実施。
- 市町村教育委員会や学校の教職員、スクールソーシャルワーカー、児童福祉施設の職員等が参加。
- また、全ての教職員がオンデマンドで受講可能となるよう、道内の学校に講習動画を提供。集合研修を組み合わせるよう道教育委員会から各学校に指示。

(3) 地域づくり

■ ヤングケアラーのオンラインサロン開設

- 令和4年7月、ヤングケアラー支援に取り組んできた民間団体に委託し、ヤングケアラーが気軽に集える居場所づくりを目的に、オンラインサロンを開設。毎週末実施。

北海道

ヤングケアラー オンラインサロン

毎週土日の午前10時からの1時間
まったりとサロンあけてます。気軽にドウゾ。

ZOOMの登録が必要です。
無料で簡単にスマホからでも登録できるよ。

毎週のサロンの
入室PASSとIDは
ヤンサボのホームページに
のせてるよ。

【ヤングケアラーとは】
自宅で、家族（お父さんお母さん、兄弟、
おじいちゃんおばあちゃんなど）の
お世話やお手伝いをしている
若者・学生（子ども）たちのことを言います。

実施機関：北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（ヤンサボ）
※ヤンサボは、北海道から業務委託を受け実施しています。

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

6. 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー支援）（予定）

（1）普及啓発の促進（広報・啓発活動）

■ ケアラー支援推進月間の設定（11月）

国が11月11日を「介護の日」に定めていることなどを参考に、道では毎年11月を「ケアラー支援推進月間」とし、この間に様々な広報活動を集中的に展開。

■ ケアラーサポーター認定の仕組み

ケアラー・ヤングケアラー支援の道の研修を受講した方々を道が「ケアラーサポーター」として認定し、認定証等を手交。

■ 児童・生徒向けのヤングケアラーに関する広報資材の作成

中学生・高校生の参画の下、ヤングケアラーに関する理解を深めるための児童・生徒向けの広報資材を作成し、学校教育等の中で活用。

6. 令和5年度の主な取組（予定）

（2）早期発見及び相談の場の確保

■ ヤングケアラー向け相談窓口（ヤンサポ）の更なる周知と活動の強化

- 若い世代に身近なツールやコンテンツを活用した情報発信の強化と相談体制の整備（ラインを用いた相談対応など）
- 若い世代が集まる場などでのアウトリーチ型の相談支援の実施
 - ・・・ヤンサポの委託先団体による“ケアマック”の取組など

■ ヤングケアラーコーディネーターの活動の強化

- コーディネーターの 位置付け・役割・活動内容の明確化
- 関係機関との連携強化

No.	担当管内	配置先	法人名
1	石狩・後志	北広島市	(社福) 聖母会
2	渡島・檜山	—	えべつケアラース
3	空知	岩見沢市	(社福) 光が丘学園
4	上川・留萌・宗谷	美深町	(社福) 美深育成園
5	オホーツク	遠軽町	(社福) 北光福祉会
6	胆振・日高	苫小牧市	(特非) ワーカーズコープ
7	十勝	帯広市	(社福) 池田光寿会
8	釧路・根室	釧路市	(社福) 釧路まりも学園

6. 令和5年度の主な取組（予定）

(3) 地域づくり

■ 振興局単位での市町村向け説明会の実施

- ケアラー・ヤングケアラーが身近な場所で相談や支援を受けられるようにするために、市町村の体制整備が重要。
- 現在、振興局単位で市町村向け説明会を実施。

■ 市町村の自己点検の実施と結果の共有

- ケアラー支援推進計画の数値目標の達成状況のほか、高齢者支援・障がい者支援・児童への支援等、各分野ごとの社会資源を把握することを目的に、市町村向けチェックリスト（自己点検表）を作成。
- 市町村向け説明会の後で、各市町村で作業し、結果を振興局・本庁とも共有してもらう。チェックリストにより把握できた課題に基づき、市町村の取組を支援。

■ 地域アドバイザーの育成・周知と市町村への派遣

- 現在、道の研修を受けた約40名の方が地域アドバイザーとして登録。
- 道内市町村に地域アドバイザーを派遣し、会議への参加や助言等を通じて、市町村の相談体制構築や庁内連携体制の整備に向けた支援を行う。

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

- 道では、次の点を意識しながらヤングケアラー支援を進めている。
 - ヤングケアラー当事者や支援団体等の意見を聞き、希望やニーズに沿った支援策を展開すること（次頁）
 - 福祉部門と教育部門の連携
 - 周りの大人が正しい理解を持ち、ヤングケアラーに気付けるようにすること
 - 子どもたちに伝わるツールや方法を検討すること

8. ヤングケアラー支援を進める上で意識していること

当事者や支援団体等の意見を踏まえた政策展開

- 特にヤングケアラーは、本人にその自覚がないことや、多くは誰にも相談した経験がないなどの状況を踏まえると、まずは当事者・経験者の意見を丁寧に聞き、希望やニーズに沿った支援策を展開する必要。
- 本年1月、元ヤングケアラーや若者ケアラー数名と道の施策について意見交換したところ、次のような意見が出された。
 - （お世話をしていた）当時は無自覚だった。家族だから当たり前だと思っていた。
 - （大人になった今、振り返って考えると）当時、自分の気持ちを受け止めてくれる大人がいるとよかった。
 - アドバイスよりも、ただ話を聞いてほしかった。仮に当時、周りの大人からアドバイスされても、気持ちも生活も混乱している中で、前向きに受け止められなかったと思う。
 - 経験者だからこそその距離感もある。元ヤングケアラーのお兄さん、お姉さんに話を聞いてもらえる場があるとよかった。
 - 自分がヤングケアラーなのだ気付けることも大事。学校の掲示版にポスターを掲示するような取組も進めてほしい。
 - 生活が困窮していたので、何日分かの食料をもらえて、シャワーを使える場所があるとよかった。
 - ヤングケアラー・若者ケアラーが相談できる場所があるなら、お手伝いをしたい。

目次

- 1 国や自治体の動き
- 2 道のケアラー・ヤングケアラー支援の取組の経緯
- 3 道のヤングケアラーの状況
- 4 北海道ケアラー支援条例・推進計画
- 5 令和4年度の主な取組（ヤングケアラー）
- 6 令和5年度の主な取組（ヤングケアラー）（予定）
- 7 ヤングケアラー支援を進める上で意識していること
- 8 条例策定の意義・効果

➤ 道として、条例策定により、次のような意義・効果を期待。

(1) ケアラー支援に係る道民全体の意識醸成

- ケアラーの定義や支援の必要性、道の責務、道民・事業者・関係機関の役割など、道が目指すべき方向性を示し、道民全体の認識共有・意識醸成を図る。

(2) 中・長期的かつ計画的に取組を推進

- 中・長期的に取組を進めていく方針を明確化。
- 推進計画に基づき、道・市町村・関係機関等が計画的に取組を推進。

(3) 市町村の体制整備

- ケアラー支援における市町村の役割の重要性を条例に規定。
- 本規定に基づき、道と市町村が連携し、ケアラーとその家族が居住する市町村で相談や支援を受けられる体制整備を進める。

(4) 必要な予算の確保

- 必要な財政上の措置を道の努力義務として条例に規定。